

外国人材リクルート用広報パンフレット及び動画制作業務委託 仕様書

1 業務名

外国人材リクルート用広報パンフレット及び動画制作業務委託

2 業務実施期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の水際対策による入国制限が緩和され、10月11日以降はその上限が撤廃されるなど、今後は外国人材の入国が加速度的に増加することが見込まれる。

外国人材の「第2のふるさと」となるべく、山梨県に好印象を抱いて「選んでもらう」ため、本県の魅力や企業等の職場環境などの情報提供を行うことができる広報ツールを制作する。

4 業務の内容

【1】外国人材向けの広報用パンフレットの制作

外国人材に向けた山梨県で働く魅力を伝えるパンフレット制作に係る企画、アイデア、対象の取材、印刷等

- 山梨県の観光に関する情報ツールなど、既存の広報用資料を活用すること。
- パンフレットのデザイン、レイアウト及び文案を作成すること。写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は受託者において入手することを基本とする。ただし時期等の関係により入手困難な写真等がある場合は委託者所有の写真や資料とする。
- パンフレットの掲載内容の想定項目は以下とするが、具体的な内容については県と協議の上、決定すること。
 - ・山梨県の紹介：本県の概要など
 - ・山梨県で働く魅力：地理的な意味合いや、多文化共生の取り組みなど
 - ・本県で働く外国人へのインタビュー：特定技能や技能実習の在留資格者が中心
- 日本語の他、4言語（英語、ベトナム語、ミャンマー語、インドネシア語）に翻訳すること。
- 納品物の仕様等
 - ・規格：A4板 6 ページ程度 両面カラー印刷 中綴じ
 - ・用紙：コート紙 135 kg
 - ・部数：日本語 100 部、英語 300 部、ベトナム語 300 部、ミャンマー語 300 部、インドネシア語 300 部
 - ・電子データ：PDF 形式で保存した DVD ディスク等の電子メディア 1 部

【2】外国人材向けの広報用動画の制作

【1】で制作したパンフレットの内容を中心に再構成した動画の制作に係る企画、アイデア等

- 動画は言語毎（日本語、英語、ベトナム語、ミャンマー語、インドネシア語）に制作することとし、BGM やナレーション、テロップ（字幕）を入れて編集すること。
- 動画の長さは3分程度とし、パソコンやスマートフォンでの視聴環境で視聴可能な形式（MP4 や MOV など）とすること。
- 編集に当たり、県と協議を行い、内容を決定の上、作業に着手すること。
- 納品物の仕様等
 - ・電子データ：DVD ディスク等の電子メディア1部

5 報告

- （1）受託者は、受託業務に係る実績報告書を本事業の完了後10日以内に県に提出する。
- （2）受託者は、事業の実施状況について県から指示があった場合には、速やかに必要事項を報告する。

6 著作権

- （1）受託者は、成果物及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を全て県に無償で譲渡するものとする。
- （2）県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改編し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- （3）受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

7 業務実施上の留意事項等

- （1）山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- （2）県と十分に協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けること。
- （3）業務を実施するに当たり、やまなし外国人活躍ビジョン（R2.2）、やまなし多文化共生社会実現構想（R4.10）を熟読し、本県の外国人材受入共生推進の取り組みや考え方を理解しておくこと。
- （4）契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、県の承認を得ること。
- （5）受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。
- （6）委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、県の承諾を得ること。

- (7) 本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。
- (8) 本業務の遂行上知り得た情報等を、委託業務の目的以外に利用してはならない。
- (9) 本業務の遂行上知り得た情報等を、受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。
- (10) 本業務は、機密性の高い情報を取り扱う場合があるため、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。なお、これは再委託する場合の再委託先にも適用する。ただし、個人を特定する情報を含まない業務の再委託である場合は、この限りでない。
- (11) 本仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認め指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施すること。
- (12) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、県と協議してこれを定めるものとする。
- (13) 本事業は、国費を活用した事業であるため、会計検査院の实地検査等の対象となることから、会計帳簿等は事業終了後5年間保管すること。